

# 魚津市行政改革集中改革プラン

平成18年3月

魚 津 市

# 目 次

魚津市行政改革集中改革プランの基本的考え方	1
1 策定の目的	1
2 プランの構成	2
3 プランの推進と進行管理	3
＜集中改革プラン項目＞	
1. 定員管理・給与の適正化・人材育成	
◇ 職員数の削減	4
◇ 人件費の抑制	5
◇ 人事給与制度の改革	7
◇ 人材（職員）の育成	9
2. 経費節減・収入確保等の財政効果	
◇ 使用料等の見直し	11
◇ 保有用地の処分・有効活用	13
◇ 公共施設の維持管理運営経費の節減	14
3. 民間委託等の推進	
◇ 公の施設の管理運営への民間能力の活用	15
◇ 業務のアウトソーシング（民間委託）の推進	17
4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合	
◇ 行政評価制度の確立	19
◇ 補助金等の見直し	21
5. 行政経営システムの見直し	
◇ 財政の健全化	23
◇ 積立基金の充実	25
◇ 電子市役所づくりの推進	27
◇ 市民との協働の推進	29
◇ 窓口サービスの改善	31
6. 公営企業会計の経営健全化	
◇ 下水道使用料の適正化（改定）	33
◇ 下水処理施設の民間委託	35
◇ 水族博物館の経営健全化	37
7. 第三セクターの見直し	
◇ 市主導第三セクターの経営改善	39

# 魚津市行政改革集中改革プランの基本的な考え方

## 1 策定の目的

### (1) これまでの取組み

魚津市は、平成8年2月に「行政改革大綱」策定以来、継続的かつ積極的に行財政改革に取り組んできました。

いわゆるバブル経済崩壊後、長引く景気の低迷を背景に、「第2次行政改革大綱（平成11年12月策定）」、「第3次行政改革大綱（平成16年2月策定）」に基づき、職員の定員適正化や事務事業の見直しなど、より効率的な行財政運営の推進に大きな成果を挙げてきました。

### (2) 現状

急速に進む少子高齢化を反映して、福祉、医療などの社会保障に要する経費が急増しています。また、社会経済情勢の変化に伴い、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応することが求められています。

一方で、長引く景気の低迷から税収の増加は期待できないばかりか、地方交付税改革をはじめとする三位一体改革により、地方財政は大変厳しい環境にあります。

このような中であっても、市民サービスの向上を図るためには、限られた財源の確保とその効果的・効率的な配分が求められ、これまで以上の行財政運営全般にわたる徹底的な見直し、抜本的な改革を成し遂げるため、集中的に行財政改革に取り組まなければなりません。

### (3) 集中改革プランの目指すところ

本プラン（計画期間：平成17年度から21年度まで）は、これまでの行財政計画の取組みを踏まえるとともに、社会経済情勢や市民ニーズの変化、中期的な財政需要を展望し、計画行政を推進するため、今後5年間における行財政改革の全庁的な方針と具体的な手段を明確にするものです。

#### ① 簡素で効率的な市政運営

多様な公共サービスの新たな担い手として、民間企業やNPOなどの活躍の場が拡大しています。

行政責任を確保しつつ、「民間にできることは民間にお任せする」を基本として、施策や事務事業の改廃、業務のアウトソーシング、職員数の削減などを推進し、簡素で効率的な市政運営を目指します。

#### ② 成果を重視した改革

簡素で効率的な市政運営に加えて、成果を重視します。

本プランでは、可能な限りわかりやすい成果指標の設定と、具体的な数値化を行うとともに、その進捗状況を把握し、その推進を図ります。

#### ③ 積極的な財源確保

限られた財源を重点的、集中的に配分するため、一層の内部努力をはじめとして、税等の収納率向上や保有用地の売払収入など、積極的な財源確保を図ります。

## 2 プランの構成

### (1) 位置付け

本プランは、「第3次行政改革大綱（平成16年2月策定）」を具体化したもので、平成16年3月策定した「魚津市行政改革推進計画」をもとに、今回、リニューアルするものです。

行政改革大綱は、全庁的な取組方針を示す最上位の計画に位置付けられるもので、計画期間におけるその取組方針と手段を具体化したものが「魚津市行政改革集中改革プラン」です。

### (2) 体系

本プランに基づく行財政改革の目標とその成果について、よりわかりやすく、かつ集中的に実施するため、行政改革大綱の項目とは別に、7つの「集中改革プラン項目」を設定しました。

7つの項目とその具体的取組み内容は次のとおりです。

項 目	内 容
1. 定員管理・給与の適正化・人材育成	◇職員数の削減 ◇人件費の抑制 ◇人事給与制度の改革 ◇人材（職員）の育成
2. 経費節減・収入確保等の財政効果	◇使用料等の見直し ◇保有用地の処分・有効活用 ◇公共施設維持管理運営経費の削減
3. 民間委託等の推進	◇公共施設の管理運営への民間能力の活用 ◇業務のアウトソーシング（民間委託）の推進
4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合	◇行政評価制度の確立 ◇補助金等の見直し
5. 行政経営システムの見直し	◇財政の健全化 ◇積立基金の充実 ◇電子市役所づくりの推進 ◇市民との協働の推進 ◇窓口サービスの改善
6. 公営企業会計の経営健全化	◇下水道使用料の適正化（改定） ◇下水処理施設の民間委託 ◇水族博物館の経営健全化
7. 第三セクターの見直し	◇市主導第三セクターの経営改善

## 3 プランの推進と進行管理

本プランを推進していくため、取組みの実施状況、進捗状況を各担当部課において把

握し、庁内委員で組織する魚津市行政改革推進協議会に報告するとともに、その推進策や問題に対する対応策等を協議していきます。

また、市民の代表者で組織する魚津市行政改革推進委員会に推進状況を報告し、委員会の意見を聴き、その意見の反映に努めていきます。

本プランの取組状況については、取組みの予定「計画」とその結果「実績」というかたちで毎年度公表することとし、説明責任を果たしながら今後の行財政運営に活かしていきます。

<集中改革プラン項目>

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

第3次行政改革大綱

基本項目	4 人事制度改革
細目	(1) 魚津市定員適正化計画の作成

【取組む事項】

職員数の削減

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

次のような取組みにより、効果的・効率的な行政体制を整備し、スリム化を図ることにより、職員数を削減します。

- 事務事業評価システムの活用により、事務事業の再編・整理、廃止・統合を推進します。
- 指定管理者制度の活用など、民間委託を推進します。
- IT化の推進、効率的な職員配置に努めます。

【目的、目標】

平成22年4月1日現在の職員数の目標を428人以下とします。  
職員数の削減を行うことにより、経常(義務)的経費の支出を抑制します。

【期待される効果】

人件費を抑制することにより生み出した財源を市民のサービス向上のために使うことができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	H17年4月1日現在の職員数 450人	H18年4月1日現在の職員数 444人	H19年4月1日現在の職員数 442人	H20年4月1日現在の職員数 439人	H21年4月1日現在の職員数 432人	※H22年4月1日現在の職員数 428人
	節減効果額 —百万円	節減効果額 75百万円	節減効果額 116百万円	節減効果額 194百万円	節減効果額 321百万円	※H17年度と比較した職員数の削減による節減効果額
実績	H17年4月1日現在の職員数 450人	H18年4月1日現在の職員数 444人	H19年4月1日現在の職員数 438人	H20年4月1日現在の職員数 428人	H21年4月1日現在の職員数 419人	※H22年4月1日現在の職員数 414人
	節減効果額 —百万円	節減効果額 75百万円	節減効果額 154百万円	節減効果額 298百万円	節減効果額 428百万円	※H17年度と比較した職員数の削減による節減効果額

【経費節減効果の見込み及び実績】

経費節減効果累計額(計画額) 706百万円  
経費節減効果累計額(実績額) 955百万円

担当部課

企画総務部総務課

<集中改革プラン項目>

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

第3次行政改革大綱

基本項目 4 人事制度改革

細目 (1) 魚津市定員適正化計画の作成

【取組む事項】

人件費の抑制

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

給与費等については、既に管理職手当の10%カットを平成16年4月から実施しています。今後も給与費等の抑制に向けて以下のような取組みを行います。

- 給料表改定による給与抑制
- 管理職手当を引き続き10%削減
- 時間外勤務手当の抑制(H17当初予算対比19%削減)

【目的、目標】

人件費の抑制を行い、経常(義務)的経費の支出を抑制します。

【期待される効果】

人件費を抑制することにより生み出した財源を市民のサービス向上のために使うことができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆給料表改定による給与抑制		(継続)			人事院勧告による 市単独による
	◆管理職手当10%削減		(継続)			
	◆時間外勤務手当抑制		(継続)			
	時間外勤務手当抑制効果額	14 百万円	14 百万円	14 百万円	14 百万円	
実績	◆給料表改定による給与抑制 (実施)					人事院勧告による 市単独による
	◆管理職手当10%削減 (継続実施)			◆管理職手当定額化		
	◆時間外勤務手当抑制 (実施)					
	時間外勤務手当抑制効果額	21 百万円	29 百万円	33 百万円	21 百万円	

【経費節減効果の見込み及び実績】

経費節減効果累計額(計画額) 56百万円  
 経費節減効果累計額(実績額) 104百万円

担当部課

企画総務部総務課

## <制度・用語の解説>

### ◇人事院勧告

国家公務員の本給や各種手当を改定するため、人事院が毎年夏に内閣と国会に対して、公務員の給与改定の勧告として提出しています。民間企業の勤労者の場合は、団体交渉権や、争議権が憲法で保障された労働基本権として約束されており、自らの給与等の改善は直接経営者側と交渉できます。これに対して、国家公務員は団体交渉権や争議権の制約を受けており、自らの給与等の決定に関し交渉する場がないため、その代替措置として人事院の給与勧告が設けられています。

この勧告は、民間の給与実態を調査、分析、比較して行われます。これは、その時々々の雇用情勢をも反映している民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせていくことが合理的であり、職員をはじめ広く国民の理解を得られると考えられているからです。

魚津市においても、毎年度この勧告を尊重しながら、人事給与制度の見直しを図っています。



<集中改革プラン項目>

1. 定員管理 ・給与の適正化・人材育成

第3次行政改革大綱

基本項目 4 人事制度の改革

細目 (3) 新たな人事制度及び給与制度の確立

【取組む事項】

人事給与制度の改革

【計画の期間】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

実績・能力・態度評価制度を導入します。  
評価が給与、手当に反映される給与制度を導入します。  
希望降格制度導入を検討します。

【目的、目標】

- ・実績・能力・態度評価制度導入
- ・評価を反映した査定昇給制度の導入
- ・希望降格制度導入を検討

【期待される効果】

- ・職員の士気が高まり、職場が活性化します。
- ・人件費の抑制が図れます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画		◆実績・能力・態度評価制度 (試行)	◆査定昇給制度 (試行) ◆希望降格制度 (検討)	(導入)	(導入) (導入) (導入)	
実績		◆実績・能力・態度評価制度 ・査定昇給制度の重要な基礎資料となる、職員の「態度」「能力」「業績」等について、人事考課(基本型)の中で試行	◆実績・能力・態度評価制度 ・職員の「態度」「能力」「業績」等について、人事考課(基本型)の中で実施 ・目標管理型第一次試行 ◆査定昇給制度 ・基本型試行	◆実績・能力・態度評価制度 ・基本型を改良実施 ・目標管理型を第二次試行 ◆査定昇給制度 ・導入準備	◆実績・能力・態度評価制度 ・基本型を実施 ・目標管理型を実施 ◆査定昇給制度 ・導入準備	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部総務課

## < 制度・用語の解説 >

### ◇実績・能力・態度評価制度

個々の職員の「勤務実績」、「職務能力」、「勤務態度」を合理的に設定された一定の項目に従って、直接上司その他が評価する制度です。

### ◇査定昇給制度

市では、職員の人材育成や自己実現につなげるものとして人事考課制度を導入しています。この人事考課(評価)の結果を、「能力・成果主義」の視点から給与に反映させることにより、「職員のやる気を引き出す」、「がんばったものが報われるようにする」ことを目的とする制度です。

ただし、極端な給与への反映によるデメリットに注意しながら、制度を運用していくことが重要となります。

<集中改革プラン項目>

1. 定員管理・給与の適正化・人材育成

第3次行政改革大綱

基本項目 4 人事制度の改革

細目 (3) 新たな人事制度及び給与制度の確立

【取組む事項】

人材(職員)の育成

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

地方分権が推進される中、これからの自治体は住民参画を柱に、政策水準を高めつつ、自己決定・自己責任の下、より地域の実情に即した独自の政策を実行していくことが求められています。

「魚津市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実、職場環境づくり、人事制度の改革に取り組みます。

社会情勢の変化に伴い、本市の事務部門の業務にも高度複雑化し、より専門的知識、経験を求められる職務分野(福祉行政分野・情報化分野等)が現れてきています。長期的な人材育成の観点から専門職を育成する人事制度を検討します。

実績・能力・態度評定と連動した人事考課制度を導入します。

【目的、目標】

- ・平成22年度において「政策形成等の能力が身についたと感じている職員数」の割合を90%以上にする。
- ・平成19年度までに人事考課制度を導入する。

【期待される効果】

- ・職員の資質向上は市民サービスの向上に直結します。
- ・職員の意欲が向上します。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆人事考課制度 (試行) → (導入)					
数値	◆職員アンケート結果「政策形成等の能力が身についたと感じる職員の割合」					※22年度目標値
	65.3 % (H17現状値)	70.0 % (H18目標値)	75.0 % (H19目標値)	80.0 % (H20目標値)	85.0 % (H21目標値)	90.0 %
実績	◆人事考課制度 (試行準備) → (試行)					
	・人事考課制度試行案の構築 ・評価者研修の実施	・人事考課基本型の試行 ・人事考課目標管理型の試行(係長以上対象)	・人事考課基本型の試行 ・人事考課目標管理型の試行(対象範囲拡大)	・人事考課基本型の実施 ・人事考課目標管理型の第二次試行(シート改良)	・人事考課基本型の実施 ・人事考課目標管理型で面談導入	
数値	◆職員アンケート結果「政策形成等の能力が身についたと感じる職員の割合」					
	65.3 % (H17現状値)	65.1 % (H18実績値)	67.0 % (H19実績値)	59.9 % (H20実績値)	58.7 % (H21実績値)	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部総務課

## < 制度・用語の解説 >

### ◇人事考課制度

人事考課とは、職員1人ひとりの日常の職務行動を通じて、各人の職務遂行度や業績、能力を細かに分析・評価し、これを人事管理の全般または一部に反映させる仕組みをいいます。

人事考課は、単に勤務評定を行い、それを人事処遇の資料とすることだけではありません。職員1人ひとりが自分の強み弱みを自覚し、自らの職務適性を判断したり、職務に必要な能力を伸ばすというような、人材育成や自己実現につなげるものとして位置づけていくことが重要です。

### ◇OJT(On the Job Training)

工作中、仕事遂行を通して訓練をすることで単に、部下を現場に放りこんで、成り行きで仕事の要領やコツを身につけさせるのではなく、管理者や先輩が、職務遂行を通して、①組織メンバーとして成長するための布石、②仕事に必要な知識や技能、取り組み姿勢、③仕事をするものの価値や達成感等々を、部下や後輩に、どう効果的にかつ有効に身につけさせるか、意識的に取り組む育成・指導の活動をOJTと呼びます。

<集中改革プラン項目>

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

第3次行政改革大綱

基本項目	5 財政制度の改革
細目	(1) 魚津市財政健全化計画の作成

【取組む事項】

使用料等の見直し

【計画の期間】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

公共サービスの対価としての使用料・手数料や、公の施設の利用料は、サービスを維持するために、適正な料金を受益者から求めなければなりません。  
 従来、不定期に見直し、必要があれば料金改定を実施してきました。  
 今後は、「魚津市使用料等適正化検討委員会(仮称)」を設置し、使用料、手数料等の適正な料金水準について検討することとします。  
 すでに受益者負担を求めているもののほか、無料で提供している公共サービスについても全て点検します。  
 必要に応じて新たに料金設定することとします。

【目的、目標】

受益と負担の適正化を図り、公平性と収入を確保します。

【期待される効果】

受益と負担の適正化が図れ、市民サービスの維持、提供の公平性が確保されます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画		◆使用料等適正化検討委員会 ----- (設置・検討)				定期的な見直し・検討を実施
		◆無料サービスの見直し ----- (継続して見直し)				
数値						
実績		※関係各課へ現行料金の問題点や見直しの必要性・可能性を照会し、現状を把握した。 委員会の設置等については、19年度以降も継続して検討することとした。	※がん検診等の本人負担分を見直し、無料であった受診者に対して、本人負担を求めることとした。 委員会の設置等については、今後も継続して検討することとした。	委員会の設置等については、今後も継続して検討することとした。 宮津霊園の管理料の引き上げ等を行った。	※下水道使用料の平成22年度改定に向けた準備を行った。	
数値					1,500千円	

【経費節減効果の見込み】

霊園管理料の引上げによる効果(計画額) 1,500千円

担当部課

企画総務部財政課  
(全庁各部課)

## <用語の解説>

### ◇受益者負担

受益者負担とは、特定の利用者に限ってサービスの提供を受ける場合に、利用する人と利用しない人との負担の公平の観点から、利用者 に一定の負担を求めるものです。その適正な基準は、公の施設にかかる経費に基づき、公的関与の度合いや収益性の大小に応じて、どの程度を税で負担すべきかにより判断されるべきものです。

<集中改革プラン項目>

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

第3次行政改革大綱

基本項目	5 財政制度改革
細目	(4) 公有財産の有効活用

【取組む事項】

保有用地の処分・有効活用

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

都市基盤・公共施設の整備やその代替地として、市は多くの土地を保有しています。これらの中には、取得後の社会経済情勢の変化などにより、長期にわたって保有し、取得目的が達成される時期が見込まれないものもあり、今後、それらの処分や有効活用が課題です。処分可能な土地、貸付可能な土地については、積極的に処分・貸付けを行います。

【目的、目標】

- ・処分可能なものは処分します。
- ・貸付可能な土地は積極的に貸し付けます。

【期待される効果】

- ・遊休地の管理費用が不要になります。
- ・資産の有効活用により、財政基盤が強化されます。
- ・土地の流動化に寄与します。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆保有用地の処分・貸付 ----- (積極的に推進) ----->					
実績	◆保有用地の処分 ・法定外公共物 18件 9,239千円 ・道路残地 1件 3,151千円 ◆保有用地の貸付 ・駐車場など 43,716千円	◆保有用地の処分 ・法定外公共物 14件 5,022千円 ・旧火葬場ほか 3件 5,860千円 ◆保有用地の貸付 ・駐車場など 43,726千円	◆保有用地の処分 ・法定外公共物 8件 2,461千円 ・旧第6分団詰所 1件 703千円 ◆保有用地の貸付 ・駐車場など 40,665千円 ・和光苑跡地 660千円	◆保有用地の処分 ・法定外公共物 16件 6,114千円 ◆保有用地の貸付 ・駐車場など 39,720千円 ・和光苑跡地 78千円	◆保有用地の処分 ・法定外公共物 7件 4,051千円 ・普通財産(整形地) 2件 2,428千円 ◆保有用地の貸付 ・駐車場など 39,600千円	※法定外公共物とは、里道や水路(赤線や青線と呼ばれるもの)のこと
数値	<売払・貸付収入額> 56 百万円	<売払・貸付収入額> 55 百万円	<売払・貸付収入額> 44 百万円	<売払・貸付収入額> 46 百万円	<売払・貸付収入額> 46 百万円	

【経費節減効果の見込み】

不確定要素が多いことから金額は見込まない

担当部課

企画総務部財政課

<集中改革プラン項目>

2. 経費節減・収入確保等の財政効果

第3次行政改革大綱

基本項目 3 行政システムの改革

細目 (5) 公共施設の効率的、効果的な管理運営

【取組む事項】

公共施設の維持管理運営経費の節減

【計画】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

これまでに整備してきた公共施設の維持管理運営経費が、増大してきています。今後も、施設の老朽化などによる経費の増加が見込まれます。清掃、警備などの維持管理業務の内容や仕様を見直し、コストの節減を図ります。また、管理運営の手法(民間委託等)を含めて、経費の節減を図ります。園児数が減少していることから、2園ある市立幼稚園の統合を検討します。

【目的、目標】

平成17年度当初予算対比で、公共施設の維持管理経費(人件費含む)を21年度までの累計で390百万円以上縮減します。

【期待される効果】

経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画		◆維持管理運営経費節減 (継続実施)				これまでの、各年度に見込まれる財源不足額を計画額としてきたが、実績額を明らかにするため、H17年度の当初予算に計上した施設の維持管理経費を基準に、18年度以降で縮減する(した)額を計画(実績)額とすることに修正した。(H19年5月)
				◆市立幼稚園の統合 (方法を検討)		
数値	<縮減額>	60 百万円	100 百万円	105 百万円	125 百万円	
	※<縮減額>は、H17当初予算で計上した維持管理経費と比較して縮減する目標額(人件費を含む)。					
実績		施設の清掃等に係る委託内容(仕様)見直しをはじめ、維持費の縮減に努めた。また、市職員の人員配置を見直し、施設運営に係る人件費の縮減に努めた。			市立幼稚園の統合を検討。	少子化対策庁内推進会議において市立幼稚園の統合を検討。
数値	<縮減額>	60 百万円	100 百万円	113 百万円	155 百万円	
	※<縮減額>は、H17当初予算で計上した維持管理経費と比較して縮減できた実績額(人件費含む)。					

【経費節減効果の見込み及び実績】

経費節減効果累計額(計画額) 390百万円  
経費節減効果累計額(実績額) 428百万円

担当部課

全庁各部課



<集中改革プラン項目>

3. 民間委託等の推進

第3次行政改革大綱

基本項目	3 行政システムの改革
細目	(5) 民間委託の推進

【取組む事項】

公の施設の管理運営への民間能力の活用

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

公の施設の管理運営に、民間事業者等の能力を活用します。

- ◆20年度までに指定管理者制度を導入済の施設  
児童センター(5館)、身体障害者デイサービスセンター、桃山運動公園、総合体育館、テクノスポーツドーム、学びの森天神山交流館、つくし学園、上中島多目的交流センターなど32施設
- ◇21年度以降、新たに指定管理者制度等の導入を検討する施設  
・水族博物館、埋没林博物館、歴史民俗博物館、図書館、都市公園など
- ◇民営化(施設譲渡)を検討する施設  
・保育園のうち民営化が可能なものについて検討

【目的、目標】

指定管理者制度の活用などにより、民間事業者等の能力を積極的に活用します。

【期待される効果】

- ・民間事業者の活性化に寄与します。
- ・民間能力活用によって、それまで管理運営に従事していた職員を、他の重点施策のために配置することができます。
- ・費用対効果の向上が期待できます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	※実績 平成17年度までに「児童センター(4館)」をはじめ、7施設で指定管理者制度を導入  ◆指定管理者制度	平成18年4月1日から「テクノスポーツドーム」をはじめ、新たに22施設で指定管理者制度を導入	平成19年度から新設する「児童センター」(1館)の管理運営に指定管理者制度を追加導入	市が直営で管理運営している知的障害児通園施設「つくし学園」に指定管理者制度を導入	民営化保育園の決定と施設整備の事業化(年次計画策定)	※市直営の施設について、制度の活用を継続して検討していく
	(継続して導入を検討)					
実績	平成17年度までに児童センター4館をはじめ、7施設で指定管理者制度導入  ※7施設の内訳は別紙<用語・制度の解説>に記載	平成18年4月1日から「テクノスポーツドーム」をはじめ、新たに22施設で指定管理者制度を導入 ※22施設の内訳は別紙<用語・制度の解説>に記載	指定管理者制度導入施設 ・すずめ児童センター(道下)  ※既に導入済みの児童センター4館とあわせて管理運営	・指定管理者制度導入 ○つくし学園 ○上中島多目的交流センター(新築) ・「保育行政内検討会議」を開催・協議。 ・都市公園、博物館についても、検討。	・指定管理者制度導入はなし。 ・「少子化対策推進庁内会議」を開催・協議。 ・都市公園については委託業務の一括発注による効率化を検討。 ・博物館、図書館については、当面直営の方針。	

【経費節減効果の見込み】

「公共施設の維持管理運営経費の節減」に計上

担当部課

企画総務部総務課  
(全庁各部課)

## <用語・制度の解説>

### ◇公の施設

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などがあります。本庁舎や区役所は、行政の事務所にあたるので、該当しません。

### ◇指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の管理に指定管理者制度が導入されました。

それまでは、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共の団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入により、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになりました。

#### <指定管理者制度導入施設>

##### ・17年度までに導入済みの施設

「障害者交流館」、「児童センター(4館)」、「農山村文化交流館(片貝、松倉)」 計7施設

##### ・18年度までに導入済みの施設

「CATV施設」、「福祉センター百楽荘」、「経田福祉センター」、「身体障害者デイサービスセンター」、「東部デイサービスセンター」、「農村集落センター(東蔵、黒沢、北山)」、「金山谷郷土文化保存伝習施設」、「坪野山村広場」、「総合公園」、「野外活動施設(総合公園内)」、「早月川緑地」、「勤労青少年ホーム」、「新川文化ホール」、「新川学びの森天神山交流館」、「テクノスポーツドーム」、「吉田グラウンド」、「総合体育館」、「天神山野球場」、「桃山運動公園」、「漁港施設(経田)」 計22施設

##### ・19・20年度までに導入済みの施設

「児童センター(1館)」、「つくし学園」、「上中島多目的交流センター」

##### ・20年度以降に導入を検討する施設

「水族博物館」、「埋没林博物館」、「歴史民俗博物館」、「図書館」、「都市公園」など

※上記以外の市直営施設についても、制度の活用について積極的に検討していきます。

### ◇民間委託の必要性

本市の財政状況は、景気の低迷等による税収の減少や累積した起債の償還など、ますます厳しさの度を増しています。

さらに、今後、国における三位一体改革など財政改革が進むと、地方向けの国庫補助金や、地方交付税交付金も削減され、一部の財源が国から移譲されたとしても、本市の財政は苦しくなることが想定されます。

しかし、このような時代であっても、地方分権の精神に則り、創意工夫をしながら、魅力あるまちづくりを行ってゆかなければなりません。

そのためには、これまで以上に行政改革の推進に努め、限られた人材や財源で、最大の成果を挙げるための体制をつくっておく必要があります。

こうした視点から、行政組織の肥大化を防ぎ、また、管理経費の縮減を図るために、行政が行っている業務を可能なものから民間サイドに移行してゆくことは大変有効な手法であり、それはまた、多くの市民の求めることであると考えます。

<集中改革プラン項目>

3. 民間委託等の推進

第3次行政改革大綱

基本項目 3 行政システムの改革

細目 (5) 民間委託の推進

【取組む事項】

業務のアウトソーシング(民間委託)の推進

【計画の期間】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

市民サービスが維持又は向上され、コストの縮減につながると見込まれる場合は、積極的にアウトソーシングを推進していきます。

次の業務をアウトソーシングの重点化対象とします。

- ・学校給食センター調理部門業務
- ・公用車運転業務

【目的、目標】

- ・平成21年度を目途に給食センター調理部門をアウトソーシングします。
- ・公用車の運転業務をアウトソーシングします。

【期待される効果】

- ・重要施策に重点的な職員配置ができ、全体としての職員数が抑制されます。
- ・業務の効率化と雇用の創出に寄与します。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画		◆給食センター調理部門業務 ◆運転業務	(検討・準備)		(実施)	
実績	◆給食センター調理部門業務 ※運転配送業務の全面委託に向けた協議 ◆公用車運転業務 ・運転手4名(職員4名)で対応	◆給食センター調理部門業務 ・実施済み県内自治体の視察・調査実施(射水市) ・費用対効果の試算実施 ※運転配送業務の全面委託実施 ◆公用車運転業務 ・運転手3名(職員2名+嘱託1名)で対応	◆給食センター調理部門業務 ・調理部門の人員の欠員不補充 ・先進事例の調査(富山南) ・12月議会総務文教委員会に方針説明 ・関係機関へ説明 ◆公用車運転業務 ・運転手1名(職員1名)で対応	◆給食センター調理部門業務 ・計画案の検討 ・先進事例の調査継続(富山南等) ・保護者・関係機関へ説明 ・指名業者選考委員会等を経て業者決定・契約 ・委託業務準備・試行 ◆公用車運転業務 ・運転手1名(職員1名)で対応	◆給食センター調理部門業務 ・委託による調理・洗浄業務スタート ・施設設備点検整備 ・諸規程、契約内容の整備 ・2学期より温かいごはんの提供(弁当箱方式からジャー方式へ) ◆公用車運転業務 ・財政課1名、議会1名(業務員)で対応	
【経費節減効果の見込み】	実施段階までの期間が長いことから、経費節減効果額は見込まない			担当部課	企画総務部財政課 教育委員会教育総務課 (全庁各部課)	

## <用語・制度の解説>

### ◇アウトソーシング

アウトソーシングとは、外部の経営資源を活用することで、一般的には「業務の外部委託」を指します。外部委託の手法として、請負委託や人材派遣、PFIや施設運営の民営化など様々な形態がありますが、業務を直営するのではなく、外部の経営資源、つまりヒト・モノ・技術・情報などを効率的に活用することで、魚津市では、既に、庁舎の清掃や警備、工事の設計委託、電子計算機システムの開発や保守運用など広い分野にわたってアウトソーシング(民間委託)を実施しています。

### ◇民間委託の必要性

本市の財政状況は、景気の低迷等による税収の減少や累積した起債の償還など、ますます厳しさの度を増しています。

さらに、今後、国における三位一体改革など財政改革が進むと、地方向けの国庫補助金や、地方交付税交付金も削減され、一部の財源が国から移譲されたとしても、本市の財政は苦しくなることが想定されます。

しかし、このような時代であっても、地方分権の精神に則り、創意工夫をしながら、魅力あるまちづくりを行ってゆかなければなりません。

そのためには、これまで以上に行財政改革の推進に努め、限られた人材や財源で、最大の成果を挙げるための体質をつくっておく必要があります。

こうした視点から、行政組織の肥大化を防ぎ、また、管理経費の縮減を図るために、行政が行っている業務を可能なものから民間サイドに移行してゆくことは大変有効な手法であり、それはまた、多くの市民の求めるところであると考えます。

<集中改革プラン項目>

4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

第3次行政改革大綱

基本項目 3 行政システムの改革

細目 (1) 行政評価システムによる事務事業の整理合理化

【取組む事項】

行政評価制度の確立

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

まちづくりの基本理念やビジョンを実現するための政策課題である「施策」と、それを達成するための手段である「事務事業」の評価(行政評価)制度を確立します。  
 行政評価を通じて、行政の現状を認識し、その課題を発見し、改善を図ります。  
 評価結果を計画、予算、人員配置に反映させます。  
 施策及び事務事業について、わかりやすい成果指標を用いて、その達成状況を市民の皆さんに公表します。  
 職員の意識改革と組織の体質改善を図り、目標管理による業務を推進します。  
 限られた財源を重点的・効率的に配分するため、施策ごとの予算配分を目指します。

【目的、目標】

- ・平成18年度中に全事務事業の評価を実施します。
- ・平成19年度中に全施策の評価を実施します。
- ・平成22年度予算は、施策ごとの予算配分による編成とします。

【期待される効果】

- ・施策や人員配置の重点化が図れます。
- ・限りある財源を重点的に配分できます。
- ・効果的、効率的な事務事業への見直しを図れます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆事務事業評価 (一部について実施)		◆施策評価 (全ての事務事業について実施)			
				◆施策ごと予算配分 (実施)		
実績	◆事務事業評価 (4分の1程度実施)	◆事務事業評価 (4分の3程度実施)	◆事務事業評価 (約9割実施)	◆事務事業評価 (約94%実施)	◆事務事業評価 (約96%実施)	
		◆施策評価 (全施策試行)	◆施策評価 (全施策実施)	◆施策評価 (全施策実施)	◆施策評価 (全施策実施)	
	◆事務事業評価 各課で実施している約800のうち約200余りの事務事業について振り返りを行い、改革・改善策を検討	◆事務事業評価 前年度と同様に約4分の3の事務事業について実施 ◆施策評価 全ての施策(42施策)について評価を試行(目的の達成度を計る指標を点検)	◆事務事業評価 前年度に引き続き、約9割の事務事業について実施 ◆施策評価 全ての施策(42施策)について評価を実施(目的の達成度を計る指標を点検)	◆事務事業評価 約94%の事務事業について実施(HP公開) ◆施策評価 全ての施策(42施策)について評価を実施(HP公開) 7重点施策を決定	◆事務事業評価 約96%の事務事業について実施(HP公開) ◆施策評価 全ての施策(42施策)について評価を実施(HP公開)	
			◆施策ごと予算配分 (試行)	◆施策ごと予算配分 (試行)	◆施策ごと予算配分 (実施)	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部総務課  
(全庁各部課)

## <用語の解説>

### ◇行政評価

行政評価とは、一般的には「行政活動を一定の基準・視点にしたがって評価し、その結果を改善に結びつける手法」と定義されています。要するに、やりっ放しにしないことです。当たり前すぎることですが、全国の多くの自治体で行政評価が注目され、導入されています。

一般的に行政は、これまで「計画し、予算を確保し、事業を執行する」ことには熱心でしたが、「結果を評価し、次の計画へ反映させる」ことが疎かになっていると言われてきました。

「計画よりも結果。予算よりも決算。税金が実際にどのように使われ、仕事の所期の目的が達成されたかを評価する。その結果を次の計画・改善につなげることが大事」といった観点から、行政評価は重要であるといえます。

魚津市では、行政評価の制度を、予算や人員など経営資源の配分、施策・事務事業の取捨選択、優先度づけなどの判断を行う上で必要となる情報を収集・分析する道具として、行政経営改革の取組みの中心に位置づけていこうと考えています。

行政評価は行政活動(政策－施策－事務事業)に対する評価を言いますが、これをさらに分類して、政策に対する評価を「政策評価」、施策に対する評価を「施策評価」、事務事業に対する評価を「事務事業評価」と呼びます。

まず「政策」は「大きな視点から、目指すべき方向や目的を示したもの」という意味です。

次に「施策」は「政策という大きな目的を達成するための個々の方策」です。政策目的を実現するための手段と位置づけられますが、ただ施策をみただけでは、日々の具体的な仕事とどう結びついているのかが分かりません。

そこで、最後に出て来るのが「事務事業」です。これはまさしく日々の行政の仕事そのもので、目に見える業務です。

そして個々の事務事業は、施策目的を実現する手段として位置づけられます。

<集中改革プラン項目>

4. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

第3次行政改革大綱

基本項目 3 行政システムの改革

細目 (1) 行政評価システムによる事務事業の整理合理化

【取組む事項】

補助金等の見直し

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

平成16年度に補助対象となる事業の基準及び補助金交付の選定基準を定めるとともに、すべての補助金等について民間委員で構成する検討委員会において審査しました。今後も引き続き行政評価システムを活用しながら、平成19年度までにすべての補助金についてその必要性・妥当性などの見直しを実施していきます。

【目的、目標】

平成20・21年度当初予算において、平成17年度当初予算対比で 9百万円縮減を目標とします。

【期待される効果】

経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆補助金等の見直し	(継続して見直し実施)				
数値	<節減額>	— 百万円	— 百万円	9 百万円	9 百万円	※H17年度と比較した見直しによる節減効果額
実績	◆補助金等の見直し ・平成16年度における検討委員会での審査結果(提言)に基づき、補助金の交付を行った。	◆補助金等の見直し ・補助金を交付する担当課において、事務事業評価(内部評価)を通じて見直しを行った。	◆補助金等の見直し ・施策優先度評価や事務事業評価(内部評価)に基づき、内容の見直しを行った。	◆補助金等の見直し ・施策優先度評価や事務事業評価(内部評価)に基づき、内容の見直しを行った。	◆補助金等の見直し ・施策優先度評価や事務事業評価(内部評価)に基づき、内容の見直しを行った。	
	<節減額>	百万円	百万円	△7 百万円	△9 百万円 ※当初	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果累計額(計画額) 18百万円

担当部課

企画総務部財政課  
(全庁各部課)

## <用語・制度の解説>

### ◇補助金

補助金は、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段のひとつですが、その財源として市民の税金が使われていることを忘れてはなりません。

限られた財源をより有効に活用していくためには、補助金の総額を抑制していく中でも、市民のまちづくりへの参加意欲を高め、市民活動がより活発に展開されるよう促すものへと、制度の転換を図っていくことが重要です。

個々の補助金の必要性や効果等について、客観的な視点から事前・事後及び事業の途中段階の評価が行われ、費用対効果が低くなったもの等は適時見直されるべきです。一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃さず採り入れられるような、柔軟性の高い制度を今後構築していかなければなりません。



<集中改革プラン項目>

5. 行政経営システムの見直し

第3次行政改革大綱

基本項目	5 財政制度の改革
細目	(1) 魚津市財政健全化計画の作成

【取組む事項】

財政の健全化

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

現在の経済状況下では、市税収入の大幅な増加が見込まれず、今後においても同様の状況が続くものと予想されます。

引き続き、市税収入やその他収入の確保に努めるとともに重点的な財源配分、経常経費の抑制等歳出構造の改善を図り、財政の健全化に努めます。

自治体財政の弾力性を示す主要な指標として経常収支比率がありますが、平成16年度決算における魚津市の比率は88.3%であり、一般的な適正範囲80%以下を超えています。

財政の健全化のためには、中長期的な見通しを踏まえ、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行うとともに、魚津市の実情を的確に表すことができる指標づくりや情報提供に取り組めます。

【目的、目標】

- ・経常収支比率の前年度対比1ポイント抑制
- ・公債費負担比率 17%以内(21年度決算)
- ・自主財源比率 50%以上(21年度決算)

【期待される効果】

経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度 (16年度決算)	18年度 (17年度決算)	19年度 (18年度決算)	20年度 (19年度決算)	21年度 (20年度決算)	備考
計 画	(※実績) ◆経常収支比率 88.3 %	同左 87.0 %以下	同左 86.0 %以下	同左 85.0 %以下	同左 84.0 %以下	※22年度目標値 83.0 %以下
	◆公債費負担比率 19.2 %	19.0 %以下	18.5 %以下	18.0 %以下	17.5 %以下	17.0 %以下
	◆自主財源比率 45.7 %	46.0 %以上	47.0 %以上	48.0 %以上	49.0 %以上	50.0 %以上
実 績	◆経常収支比率 88.3 %	同左 88.9 %	同左 87.6 %	同左 91.3 %	同左 89.9 %	
	◆公債費負担比率 19.2 %	17.8 %	16.9 %	17.2 %	15.4 %	
	◆自主財源比率 45.7 %	53.3 %	56.5 %	58.7 %	56.8 %	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部財政課

## <用語の解説>

### ◇経常収支比率

経常収支比率とは、市税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源が、人件費や公債費などの経常的に支出する経費に、どのくらい使われているかを見る指標です。例えば、毎月の給料のうち、通常の生活費に使うお金を少なくすれば、その分旅行や趣味にお金を使うことができます。市の財政もこれと同じで、経常的な支出が少ないほど「財政的に余裕がある」ということになり、市民サービスの拡充や新規事業の施行が可能となるわけです。

一般的には、75%程度が妥当とされ、80%を超えると財政的に余裕がなくなりつつあるとされています。

魚津市の経常収支比率は、平成15年度が83.9%、16年度が88.3%であり、財政的に余裕がなくなっており、健全化の取り組みが必要であることがわかります。5年後の平成22年度で83.0%以下を目標とします。

### ◇公債費負担比率

市税や国から交付される地方交付税など、その使い道が決まっていないものを一般財源といいますが、一般財源総額のうち、どのくらい公債費(借金の返済)に使われているかを見る指標です。月々のローンの返済が多いほど生活が苦しくなるのと同じで、公債費負担比率が高いほど市の財政状況はよくないということになります。

一般的には、15%が警戒ライン、20%が危険ラインといわれています。

魚津市の公債費負担比率は、平成15年度が18.8%、16年度が19.1%となっていますが、5年後の平成22年度で17.0%以下を目標とします。

### ◇自主財源比率

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入できる市税や使用料などの財源をいいます。自主財源比率は、歳入全体に対する自主財源の占める割合をいい、地方財政の自主性を高める意味で、この割合が高いことが望まれます。

魚津市の自主財源比率は、平成15年度が49.3%、16年度が45.7%となっていますが、5年後の平成22年度で50%以上を目標とします。

<集中改革プラン項目>

5. 行政経営システムの見直し

第3次行政改革大綱

基本項目	5 財政制度の改革
細目	(1) 魚津市財政健全化計画の作成

【取組む事項】

積立基金の充実

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

基金は家計における預貯金に当たりますが、施設建設や福祉事業などの特定目的のために必要に応じて取り崩す積立型基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する定額運用型基金があります。基金の積立て、取崩しの金額は予算に計上され、財源調整の役割を果たすとともに、中長期的な財政運営の計画性、安定性の確保に寄与します。今後、区画整理事業や公共施設の更新整備など、大型事業の実施のためには積立基金の充実が必要です。本プランの推進により、生まれる財源から基金を積み立て、将来の財政需要の備えとします。

【目的、目標】

平成21年度末の  
財政調整基金積立(残高)目標額 300百万円

【期待される効果】

- ・臨時的な財政需要に柔軟に対応できます。
- ・市債に依存しない財政運営に寄与します。

【計画(スケジュール)と実績】

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計 画	財政調整基金取崩額 0 百万円		500 百万円	550 百万円	0 200 百万円	0 百万円	※ H16年度末 財政調整基金 残高 1,296 百万円
	財政調整基金積立額 0 百万円		1 百万円	2 百万円	1 百万円	50 百万円	
	財政調整基金 残高 1,296 百万円		797 百万円	249 百万円	250 441 百万円	300 491 百万円	
実 績	財政調整基金取崩額 0 百万円		500 百万円	360 百万円	150 百万円	200 百万円	
	財政調整基金積立額 0.5 百万円		1 百万円	203 百万円	132 百万円	383 百万円	
	財政調整基金 残高 1,296 百万円		797 百万円	640 百万円	623 百万円	808 百万円	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部財政課

## <用語の解説>

### ◇財政調整基金

基金は、地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けるものです。

財政調整基金は、地方公共団体において年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた貯金のことをいいます。例えば、地方公共団体の収入は、その時々を経済情勢によって変動するものですが、たとえ収入の落ち込みがあっても、ある一定の住民サービスは必ず行う必要があります。この時の資金不足を穴埋めするために保有するのが財政調整基金です。

一般の家庭でいうと何か特別なことのために使うようにとっておく定期預金といったものです。

### ◇市債

市債とは、地方公共団体が財政収入の不足を補うための借入金で、その返済が一会計年度(4月1日から3月31日まで)を超えて行われるものをいいます。原則、建設事業の財源として発行が認められますが、これは建設した施設などの利用が後世の市民に及ぶため、市債の発行により市民負担の長期間の調整を図ることが公平であると考えられるからです。

<集中改革プラン項目>

5. 行政経営システムの見直し

第3次行政改革大綱

基本項目	3 行政システムの改革
細目	(4) 電子市役所の構築

【取組む事項】

電子市役所づくりの推進

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

平成16年度に構築した文書管理システムの活用により、文書の電子化を図るとともに、電子決裁による意思決定の迅速化、ペーパーレス化、経費節減を図ります。  
また、住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大や、電子申請・届出システム、公共施設予約システム、電子調達(入札)システムなどの新たなシステムの導入により、市民が主役のまちづくりの基礎となる電子市役所づくりを推進します。

【目的、目標】

- ・公共施設予約システムの導入
- ・電子決裁システムの導入
- ・電子申請・届出システムの導入を検討
- ・電子入札システムの導入を検討

【期待される効果】

- ・ペーパーレス化等による経費節減、事務の効率化が進みます。
- ・インターネットにより自宅や職場等での一連の手続きが可能となり、市民や事業所の利便性、効率性の向上を図ります。
- ・入札等一連の流れを電子化することにより、透明性、競争性の一層の向上が図れます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆公共施設予約システム・・・※施設の指定管理者と新システムの導入に関する協議が必要 ----->					システム導入後、順次対象の範囲を拡大していく  県内自治体との共同利用を前提に検討・導入していく
		(試行・検討)			(導入)	
	◆電子決裁システム (試行)				(検討・導入)	
	◆電子申請・届出システム				(検討・導入)	
						◆電子入札システム -----> (検討・導入)
実績	◆施設予約システム・運用に向けてのシステム改修を実施	◆施設予約システム・一部施設の予約状況がわかるよう表示	◆施設予約システム・一部施設の予約状況がわかるよう表示	◆施設予約システム・一部施設の予約状況がわかるよう表示	◆施設予約システム・一部施設の予約状況がわかるよう表示	※予約状況がわかる施設(H21年5月1日現在) ・桃山運動公園 ・天神山野球場 ・総合体育館 ・ありそドーム
	◆電子決裁システム・対応可能な新文書管理システム導入	◆電子決裁システム・総務課、情報広報課が一部文書で導入	◆電子決裁システム・総務課、選挙管理委員会が一部文書で導入	◆電子決裁システム・企画総務部の一部文書で導入	◆電子決裁システム・6課で導入	
	◆電子申請・届出・県内自治体で構成する研究会に参加	◆電子申請・届出・同研究会に参加し、調査・研究を実施	◆電子申請・届出・同研究会に参加し、調査・研究を実施	◆電子申請・届出・同研究会に参加し、H22運用開始を目指し協議	◆電子申請・届出・同研究会に参加し、引き続き研究することとした。	
		◆電子入札システム・電子入札連絡会議(北陸地区)に参加し、各市の状況を把握。	◆電子入札システム・県内他市町村において電子入札の動きが発生した時点で検討。	◆電子入札システム・条件付一般競争入札本格実施の結果を踏まえて、導入の可能性を検討。	◆電子入札システム・条件付一般競争入札本格実施の結果を踏まえて、導入の可能性を検討。	

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部総務課、財政課  
(全庁各部課)

## <用語の解説>

### ◇住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の市町村の住民基本台帳をネットワーク化し、氏名・生年月日・性別・住所・住民票コードなどにより、全国共通の本人確認ができるシステムで、電子政府・電子自治体を実現するための基礎となるものです。

### ◇公共施設予約システム

従来、公共施設を利用する場合は、直接施設へ出向き、利用予約申請しなければなりません。このシステムを導入することにより、個人のインターネット接続パソコンから、施設の利用(空き)情報を確認することができるとともに、予約申し込みもできるようにするものです。平成17年12月から桃山運動公園と天神山野球場の予約システムを稼働しています。また、今後、利用状況などをみながら、順次、施設の対象拡大を検討していきます。

### ◇電子決裁システム

決裁とは、事案の処理について決裁責任者(事案によって市長、部長、課長などの責任者が決まっています。)が最終的な意思決定を行うことです。

決裁に至るには直属の上司から決裁責任者まで順番に回覧し、全員の確認・了解を得ることが必要です。

従来、回議用紙への押印をもって意思決定する「紙決裁」の方法で事務処理してきました。

今後は、順次、庁内ネットワーク及び電磁的システムにより、電子的な承認(パソコンの画面上での承認)をもって意思決定する「電子決裁」に移行していきます。

電子決裁への移行により、事務処理の迅速化・効率化、ペーパーレス化による経費節減が図られます。

### ◇電子申請・届出システム

電子申請・届出システムとは、インターネットを使って申請、届出などの行政手続きを行うことが出来るサービスです。

従来は、生活や仕事の中で必要な行政手続きを行う際、市役所が開いている時間内に窓口へ出向く必要がありましたが、電子申請・届出システムを利用することで、忙しく時間があまり取れない方や、庁舎から遠くにお住まいの方でも、お手元のパソコンから容易に行政手続きが出来るようにするものです。

ただし、ひとつの自治体単独でシステムを構築・運用するには、多額の費用が必要となるため、県内自治体が共同でシステムを構築し、運用することを前提に計画を策定していく予定にしています。

また、既に運用開始している他の自治体では、システムは稼働したものの、利用度が大変低いという実態もあり、利用者(市民、事業者など)のニーズの把握に努め、必要性が高いと判断できるものから順次導入を検討していきます。

### ◇電子入札システム

電子入札とは、従来、紙により行われてきた入札手続きや入札関連情報の公開を、インターネット技術を利用して行うものです。このことにより、入札参加者は自社に居ながらにして入札等を行うことができるため、移動時間の削減や業務の効率が図られます。また入札に関する情報をインターネットで迅速かつ簡単に取得することができるようになるため、入札・契約制度の透明性が向上します。

なお、ひとつの自治体単独でシステムを構築・運用するには、多額の費用が必要となるため、県内自治体が共同でシステムを構築し、運用することを前提に実施していく予定にしています。

<集中改革プラン項目>

5. 行政経営システムの見直し

第3次行政改革大綱

基本項目	2 市民とともに歩む、開かれた行政の展開
細目	(1) 市民参画

【取組む事項】

市民との協働の推進

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

市民と行政のパートナーシップのもと、市民が主役のまちづくりを進めます。  
市民が必要な情報を必要なときにわかりやすくお伝えできるように努め、市民と行政との共有化を図ります。  
市民参加、市民との協働を進めるため、地域コミュニティ計画を策定し、実践するとともに、住民自治の基本となる条例制定に取り組みます。

【目的、目標】

- ・魚津市コミュニティ計画(仮称)の策定。
- ・住民自治基本条例の策定。
- ・パブリックコメント手続きの制度化。(H21より広報広聴係)
- ・「協働によるまちづくりが行われていると感じている市民の割合」を平成22年度までに25%以上にします。

【期待される効果】

- ・市政に参加する市民が増え、行政との協働が図れます。
- ・市民が主役となったまちづくりが進みます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考	
計画	◆地域コミュニティ計画 (策定)		◆地域コミュニティ計画 (策定・実践)			※策定できた地域から順次実践していく	
	◆住民自治基本条例 (調査)		◆住民自治基本条例 (策定)				
	◆パブリックコメント手続き (制度化)		◆パブリックコメント手続き (実践)				
数値	◆アンケート結果「協働によるまちづくりが行われていると感じている市民の割合」						
	13.7 % (H17現状値)	16.0 % (H18目標値)	18.0 % (H19目標値)	20.0 % (H20目標値)	22.0 % (H21目標値)	※22年度目標値 25.0 %	
実績	◆コミュニティ計画 ・大町、天神両地区で地区振興会の設立及び計画策定に着手  ◆自治基本条例 ・先進地を視察  ◆パブリックコメント ・制度化のための要綱を設定		◆コミュニティ計画 ・天神地区地域振興計画策定 ・大町地区計画策定中  ◆自治基本条例 ・庁内研究会立ち上げ  ◆パブリックコメント ・手続き制度化 ・制度を運用開始		◆コミュニティ計画 ・天神地区地域振興計画実践 ・地区計画策定中 ・上中島・経田地区策定準備 ◆自治基本条例  ◆パブリックコメント ・制度を運用		◆コミュニティ計画 ・天神地区地域振興計画実践 ・経田地区地域振興計画策定 ・上中島・経田地区地域振興計画策定中 ◆自治基本条例 ・策定検討会、策定検討会幹事会、策定市民会議を開催し、骨子(案)について検討 ・自治基本条例に関するシンポジウム、市民アンケート ◆パブリックコメント ・制度を運用
	数値	◆アンケート結果「協働によるまちづくりが行われていると感じている市民の割合」					
	13.7 % (H17現状値)	8.5 % (H18実績値)	11.2 % (H19実績値)	9.2 % (H20実績値)	17.5 % (H21実績値)		

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部地域協働課  
(全庁各部課)

## <計画・用語の解説>

### ◇魚津市コミュニティ計画(仮称)

魚津市内の公民館を単位とした地域ごとに、地域特有の特色を活かし、課題を解決することを目的とした計画を策定し、計画を実践することにより、地域住民が自主的に活動し、解決できる地域社会の構築を目指すとともに、地域の振興を図ります。

### ◇住民自治基本条例

市民の皆さんと行政とが、より良いパートナーとなってまちづくりを進めていくためには、それぞれの立場や役割、責任を明確にする必要があります。

そのうえで、情報の共有化を図り、政策や事業計画の策定など最初の段階から市民協働で取り組むことが大切です。

そのため、市民の皆さんがこれまで培ってきた知識や経験などが発揮でき、さらには市民の意見やニーズなど十分に反映できるような市民協働のまちづくりに向けた新しいルールが必要となります。

そのルールの基本となるものが、「自治基本条例」といわれるものです。

その内容は、自治の基本原則や行政運営のルール、市民の皆さんと行政とのそれぞれの役割と責務、市民参加のあり方と協働の仕組みなどが考えられます。

いわば「まちづくりのルール」といったものです。

### ◇パブリックコメント手続き

パブリックコメント手続きとは、みなさんの生活に大きな影響をおよぼす重要な政策の立案・選択・実施をする場合や計画・条例などを策定したり変更したりするときに、案の段階でみなさんに内容を公表し、それに対して寄せられた意見や提案、要望などを考慮しながら、最終的な意思決定を行っていく一連の手続きをいいます。

市では、行政と住民が一緒になって、まちづくりに取り組むことが大切であると考え、「市に意見を述べる機会」や「市民の声を市政に反映」することを推進し、みなさんの市政への参加を促進するためパブリックコメント手続きを制度化します。



<p>&lt;集中改革プラン項目&gt;</p> <p>5. 行政経営システムの見直し</p>
---

第3次行政改革大綱	
基本項目	1 市民の起点に立った行政サービスへの転換
細目	(1) 市民サービスの充実、利便性の向上

<p>【取組む事項】</p> <p>窓口サービスの改善</p>
---------------------------------

<p>【計画の期間】</p> <p>平成17年度から平成21年度</p>
--------------------------------------

<p>【計画の具体的内容】</p> <p>時差出勤(フレックスタイム)制度の活用を図りながら、平日において開設する窓口(申請・届出の受付をする係)の対応時間延長を検討し、利用度が高いと考えられるところから順次実施します。 総合案内の体制を整備し、窓口サービスを一層充実します。 接遇研修の実施などにより、職員資質の一層の向上を図ります。</p>
--

<p>【目的、目標】</p> <p>平成22年度の市民アンケート結果において、「市の対応が迅速、適切になったと感じている市民」の割合を50%以上にする。</p>	<p>【期待される効果】</p> <p>市民満足度が向上し、市政への信頼、協働のまちづくりにつながります。</p>
--	---

【計画(スケジュール)と実績】						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	◆フレックスタイム制度					
	(積極的な導入を継続)					
数値	◆市民アンケート結果「市の対応が迅速、適切になったと感じている市民の割合」					※22年度目標値
	36.5 % (H17現状値)	40.0 % (H18目標値)	43.0 % (H19目標値)	46.0 % (H20目標値)	48.0 % (H21目標値)	50.0 %
実績	窓口受付時間延長 ・市民課市民係 (毎週月曜午後7時まで) フレックスタイム活用 ・税務課納税係 ・水道課業務係 接遇研修の受講 ・新規採用職員 ・新任係長	窓口受付時間延長 (前年度と同じ) フレックスタイム活用 ・税務課納税係 ・社会福祉課介護保険係 接遇研修の受講 (前年度と同じ) 接遇マニュアル作成	窓口受付時間延長 (前年度と同じ) フレックスタイム活用 ・税務課納税係 ・社会福祉課介護保険係 ・職業訓練センター 接遇研修の受講 (前年度と同じ)	窓口受付時間延長 (前年度と同じ) フレックスタイム活用 ・税務課納税係 ・社会福祉課介護保険係、こども家庭係 接遇研修の受講 (前年度と同じ) 住民票、所得証明、納税証明の予約受付検討	窓口受付時間延長 (前年度と同じ) フレックスタイム活用 ・税務課納税係 ・社会福祉課介護保険係、こども家庭係 接遇研修の受講 (前年度と同じ) 日曜窓口開庁、住民票、所得証明、納税証明の予約受付検討	
数値	◆市民アンケート結果「市の対応が迅速、適切になったと感じている市民の割合」					
	36.5 % (H17現状値)	27.2 % (H18実績値)	35.1 % (H19実績値)	32.2 % (H20実績値)	49.4 %	

<p>【経費節減効果の見込み】</p> <p>経費節減効果額は見込まない</p>	担当部課	全庁各部課
--	------	-------

## <制度・用語の解説>

### ◇フレックスタイム

フレックスタイムとは、一定の期間(清算期間)の中で、一定時間労働(総労働時間)することを条件に始業時刻、終業時刻を労働者が自主的決定できる制度です。

このような発想で、魚津市では、平成16年度から時差出勤により市民サービスや業務効率が向上する場合には、フレキシブルな勤務体制をとることができるよう、「魚津市職員の勤務時間の特例実施要綱」を作成しました。

<集中改革プラン項目>

6. 公営企業会計の経営健全化

第3次行政改革大綱

基本項目	5 財政制度の改革
細目	(1) 魚津市財政健全化計画の作成

【取組む事項】

下水道使用料の適正化(改定)

【計画の期間】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

下水道事業については、特に公共下水道において、その普及率・水洗化率がまだまだ低いことから、維持管理費用に対する使用料収入が少ないため、事業の運営にあたっては一般会計からの補填に大きく依存している状況です。

未接続世帯への加入促進に向けた取組みを強化し、水洗化率を向上させ、使用料収入を確保します。

また、本来使用料で賄うべき「維持管理経費」と「資本費のうち使用料で負担すべき費用」に相当する使用料の適正化(料金改定)を図ります。

【目的、目標】

- ・平成21年度の水洗化率(接続率) 82.5%
  - ・平成21年度の使用料充足率 42.2%
- (※使用料対象経費に対する使用料収入の割合)  
 (※平成19年度から会計基準が変更された)  
 (※資本費平準化債は考慮していない)

【期待される効果】

- ・受益と負担の適正化が図れ、市民サービスの維持、提供の公平性が確保されます。
- ・健康で快適な生活環境が拡大されます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計 画	水洗化率 78.5 %	水洗化率 79.5 %	水洗化率 81.5 %	水洗化率 81.5 % 82.0	水洗化率 82.5 %	
	使用料充足率 28.0 %	使用料充足率 37.8 %	使用料充足率 39.0 %	使用料充足率 41.9 %	使用料充足率 42.2 %	H22下水道使用料値上げ
実 績	水洗化率 78.9 %	水洗化率 80.5 %	水洗化率 80.7 %	水洗化率 82.3 %	水洗化率 <b>81.8 %</b>	
	使用料充足率 28.3 %	使用料充足率 39.2 %	使用料充足率 <b>48.1 %</b>	使用料充足率 <b>49.4 %</b>	使用料充足率 <b>50.0 %</b> (決算確定後に数値決定)	

【経費節減効果の見込み】

一般会計繰出金(負担額)の節減累計額 250百万円

担当部課

上下水道局 下水道課

## <用語・制度の解説>

### ◇水洗化率

水洗化率とは、現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合であり、施設の効率性を示す指標の一つです。

下水道事業は、一般に下水管渠(かんきょ)が整備されてから水洗化されるまでに、ある程度の期間を要します。施設の利用率を高めるためにも早期に水洗化を促進し、水洗化率の向上に努めています。

### ◇使用料充足率

使用料充足率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を表すもので、経営の効率性を示す指標の一つであり、下水道事業の経営を最も端的に表している指標とされています。

使用料で賄うべき経費(使用料対象経費)は、汚水処理費全てを対象とすることが原則とされていますが、整備途上の下水道事業では、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況があります。

経費の節減を図る一方で、有収水量を確保するとともに、使用料の適正化を図ることにより、充足率の向上に努める必要があります。

#### ○実際の計算

・使用料充足率＝下水道使用料÷使用料対象経費

・使用料対象経費＝支出総額－繰入金で負担すべき経費(維持管理費や資本費の地方公営企業繰出し基準に基づく経費が含まれる。水洗トイレ改造等融資幹旋経費、高資本費対策・雨水処理・下水道事業債(特例措置分等)の償還に要する経費など)

・支出総額＝維持管理費＋資本費

### ◇使用料で賄うべき経費(使用料対象経費)

終末処理場や圧送ポンプの運転などの「維持管理費」、そして下水道施設を建設するために借り入れた市債(借金)の返済金である「資本費」、この2つの経費に含まれる雨水幹線整備に要する経費などの公費負担分を除いた、いわゆる汚水処理費が使用料対象経費です。これらの費用は、下水道使用者の皆さんに負担いただく使用料で賄うことが原則とされています。魚津市の場合、「維持管理費」に相当する分は回収できていますが、「資本費」に相当する分までは回収できていません。

<集中改革プラン項目>  6. 公営企業会計の経営健全化
------------------------------------

第3次行政改革大綱	
基本項目	3 行政システムの改革
細目	(5) 民間委託の推進

<b>【取組む事項】</b> 下水処理施設の民間委託
-------------------------------

<b>【計画の期間】</b> 平成18年度から平成21年度
----------------------------------

<b>【計画の具体的内容】</b>  下水道処理施設の維持管理運営に、民間事業者等の能力を活用します。  浄化センターに包括的民間委託制度を平成20年度から導入します。
--

<b>【目的、目標】</b> ・施設の維持管理経費の節減 ・平成20年度からの包括的民間委託制度の導入を検討	<b>【期待される効果】</b> ・民間事業者の活性化に寄与します。 ・民間能力活用によって、それまで管理運営に従事していた職員を、他の重点施策のために配置することができます。 ・費用対効果の向上が期待できます。 ・施設の異常時対応が早くなり、安全性の向上が期待できます。
--	--

**【計画(スケジュール)と実績】**

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (3年度目)
計画		◆包括的民間委託制度の導入 (検討)	(準備)	(導入) 人件費:10,865千円 包括: 6,700千円	人件費:10,865千円 包括: 6,126千円	人件費:10,865千円 包括: 6,941千円
数値	<節減額>	— 百万円	— 百万円	17.5 百万円	16.9 百万円	17.8 百万円
実績		下水処理施設「浄化センター」の管理運営について、より効率的な民間委託の手法を調査・研究し、包括的民間委託制度を導入する方向で準備を進めることを決定	委託業務内容、業者の選定方法、契約期間、委託金額等を検討し、決定	包括的民間委託導入		
数値	<節減額>	— 百万円	— 百万円	15.9 百万円	15.4 百万円	16.0 百万円

<b>【経費節減効果の見込み】</b> 一般会計操出金(負担額)の節減累計額 47.3百万円	担当部課	上下水道局 下水道課
---	------	------------

## <用語・制度の解説>

### ◇浄化センター

下水の浄化センターとは、市内から集まってくる下水を微生物の働きによって浄化し、その上澄みとしてきれいになった水を河川等に放流する場所です。ここでは好気性の微生物を使いポンプで空気を送り込み、活発化した微生物によって汚れを除去するのですが、一定の活動を終わるとそれら微生物は比重などの関係で沈殿します。そして残ったその他の沈殿物とこれら微生物の死骸などから水分を除去し、汚泥ケーキとして排出します。

### ◇(下水処理場の)包括的民間委託制度

包括的民間委託とは『民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、下水処理場の運転・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる』という性能発注の考え方に基づく委託方式です。この包括的民間委託方式では、受託者が仕様書の業務要求水準を満足して業務を行っているか、その内容は適切に行われているかなど、運転・維持管理を監視、審査することが重要(ポイント)となります。

<集中改革プラン項目>

6. 公営企業会計の経営健全化

第3次行政改革大綱

基本項目

3 行政システムの改革

細目

(1) 魚津市財政健全化計画の作成

【取組む事項】

水族博物館の経営健全化

【計画の期間】

平成17年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

- ・入館者(収入)の増加に向けた企画・運営を検討・実施します。
- ・平成22年度における入館者数の目標を20万人とし、この目標達成のために毎年度取り組んでいきます。
- ・指定管理者制度の導入や民間の経営コンサルタントの活用なども含めた他の経営手法の導入についても具体的に検討します。

【目的、目標】

- ・平成22年度入館者数の目標を20万人とする。

【期待される効果】

経常的に支出する経費を抑制することで財源が確保され、市の重点施策や臨時的経費に配分することができます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画	入館者数 170 千人	入館者数 176 千人	入館者数 182 千人	入館者数 188 千人	入館者数 194 千人	※22年度目標値 200 千人
	◆経営手法等の見直し			(継続実施) →		
実績	入館者数 151,750 人	入館者数 160,409 人	入館者数 148,922 人	入館者数 144,506 人	入館者数 <b>154,417 人</b> <b>(3月末)</b>	
	一般会計補填額 95百万円	◆経営手法等の見直し ・県外出張宣伝を商工観光課及び埋没林博物館と合同で実施(2回) ・水族館運営状況調査の実施 一般会計補填額 90百万円	◆経営手法等の見直し ・法人サポーター制度の導入 ・県外出張宣伝については、東海方面に絞って実施した。 一般会計補填額 87百万円	◆経営手法等の見直し等 ・広告宣伝は、東海方面を強化 ・外部委託のダイバーの餌付けを飼育職員で対応する ・土・日・祝日の中学生以下の入館料見直しを検討 一般会計補填額 103百万円	◆経営手法等の見直し等 ・土・日曜・祝日中学生以下の入館料を見直した。 ・ <b>広告宣伝の効果的な実施と東海方面強化を図った。</b> ・ <b>外国語ホームページの開設。</b> ・ <b>修繕計画(中期)を取りまとめた。</b> 一般会計補填額 134百万円	

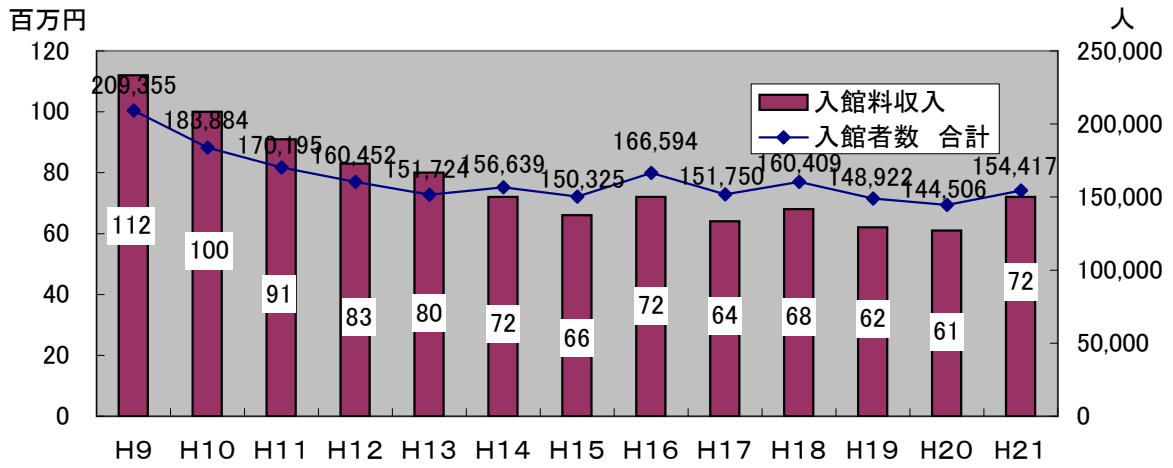
【経費節減効果の見込み】

H17年度における一般会計からの補填額以下で運営していく

担当部課

教育委員会教育総務課  
教育委員会水族博物館

水族博物館入館者数及び入館料収入





<集中改革プラン項目>

7. 第三セクターの見直し

第3次行政改革大綱

基本項目 3 行政システムの改革

細目 (5) 公共施設の効率的、効果的な管理運営

【取組む事項】

市主導第三セクターの経営改善

【計画の期間】

平成18年度から平成21年度

【計画の具体的内容】

市主導第三セクターは、公共サービスの受託や公益的活動により、市全体の福祉向上に寄与しています。  
 市主導第三セクターも独立した経営体であり、他の法人と同様、自主的・自律的な経営が求められます。また、受託事務に対する一層の効率性を追及し、常に経営という視点から改善を重ねていくことが必要です。  
 市は、市主導第三セクターを指導監理する立場から、指定管理者制度などを通じて、その体質・経営改善を促進していきます。

【目的、目標】

民間法人と同様の自主的・自律的な経営のための改善を図ります。  
 ・財務状況など積極的な情報公開に努めます。  
 ・評議員制度導入を検討します。

【期待される効果】

市主導第三セクターの体質・経営改善により、質の高い公共サービスの提供が期待されます。

【計画(スケジュール)と実績】

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	備考
計画		◆情報公開 ◆評議員制度	(積極的に推進) (導入を検討)		(導入を協議)	
数値						
実績		平成20年度中に予定される公益法人制度改革関連3法の施行にあわせた抜本的な見直しの必要性の確認と情報収集	平成20年度中に予定される公益法人制度改革関連3法の施行にあわせた抜本的な見直しの必要性の確認と情報収集	平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連3法にあわせた抜本的な見直しの必要性の確認と情報収集	平成20年12月に施行された公益法人制度改革関連3法にあわせた抜本的な見直しの必要性の確認と情報収集	
数値						

【経費節減効果の見込み】

経費節減効果額は見込まない

担当部課

企画総務部総務課

## <用語の解説>

### ◇第三セクター

第三セクターは、広範な分野で市行政を補完・代行するなど、重要かつ多様な役割を担っていますが、社会経済情勢の変化が著しい中であって、高度化・多様化する行政ニーズに応えるため、改めて今日的視点から見直しを進めることが必要ですので、法人そのものの必要性及び経営基盤の充実強化の観点から、法人の在り方や役割の見直しを進めるとともに、運営の健全化、活性化に向けた取組を積極的に進めます。

本市の第三セクターに関する定義を次のとおりとします。

#### ◇第三セクターとは…

魚津市が資本金の出資等を行う法人

#### ◆市主導第三セクターとは…

第三セクターのうち、次に掲げる法人

- ①魚津市からの出資等の比率が25%以上で、かつ、市の出資等の比率が最も大きい法人
- ②上記①のほか、市行政と密接な関係を有し、その運営や事業実施に関して市が特に指導及び調整を行う必要があると認める法人

上記の定義から、市主導第三セクターに該当する法人を、「財団法人魚津市施設管理公社」及び「財団法人魚津市開発公社」の2法人とします。

### ◇評議員制度

財団法人は、社団法人と異なり、意思決定機関である社員総会を持たないため、理事の職務権限が大きく、事業運営上、独断専行が生じやすいとされています。そこで、国の指針では、「民法上規定がないが、財団法人に理事等の執行機関を客観的立場から牽制し、業務執行の公正、法人運営の適正を図る機関として評議員及び評議員会を設置する必要がある。」とされています。

◇公益法人制度改革関連3法…18年5月26日に成立、同年6月2日に公布、20年12月1日に施行  
従来の民法の規定による設立法人(財団法人魚津市施設管理公社や財団法人魚津市開発公社など)は、財団法人として存続するためには、法律施行後5年以内に「公益財団法人」か「一般財団法人」のいずれかに移行しなければなりません。

「公益財団法人」となるには、公益認定基準に適合したものとして認定を受けなければなりません。

#### <認定基準の概要>

- ①公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- ②公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を賄う額を超えないと見込まれること。
- ③法人の財務について、公益目的事業費率が百分の五十以上となると見込まれること、及び遊休財産額が一定額以上を超えないと見込まれること。
- ④法人の機関について、同一親族等及び他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものを除く。)の関係者が理事又は監事の三分の一を超えないこと。

など

※なお、理事の業務執行を監督し、かつ、法人の重要な意思決定に関与する機関として、評議員及び評議員会制度を創設。公益性の有無に関わらず、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事は必置。